

その葉書、連絡しないで！！

桜台のご家庭に数件、下記のような葉書が来ています。

法務省からの連絡とは真っ赤な偽物で、詐欺の手口に他なりません！

少しでも、少しでもおかしいなと感じたら、警察へ連絡して下さい。

消費料金に関する

訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側からの契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)316裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾頂きます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終日 平成30年11月9日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目6番1号
取り下げ等のお問い合わせは窓口 03-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

葉書 DE 詐欺

- * 郵便はがきで女性宛てに来ている。
- * 本人からの電話連絡を促している。
- * 男性からの連絡を嫌う傾向にある。

家族 DE 防犯

